

2022年6月10日

令和3年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への
反映状況に関する報告に対する質疑

立憲民主・社民 小沢 雅仁

○はじめに

立憲民主・社民の小沢雅仁です。

冒頭、一言申し上げます。「値上げの夏」、「異次元の物価高騰」、そして「岸田インフレ」。話を聞くだけ、検討するだけの、無為無策の岸田政権が招いた相次ぐ物価高に、国民の生活は苦しくなるばかりです。

おまけに日銀の黒田総裁の、「家計の値上げ許容度は高まっている」との発言に至っては、ただただ呆れるほかありません。元総理の言葉によれば、日銀は政府の子会社なのだそうですが、岸田政権はまさか同じ認識なのでしょうか。

われわれ立憲民主党は、物価高から生活を守ります。そして、物価高に何もしようとしていない政府・与党と、断固戦っていくことを申し上げます。

それでは、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について、会派を代表して質問させていただきます。

参議院は2018年、参議院改革協議会の場で、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むことを全会派で合意しました。以来、本日説明を聴取した政策評価の年次報告とそれに対する質疑を始めとする取り組みを順次具体化してきており、一定の定着を見ております。行政監視機能のさらなる充実や強化はこれから参議院の課題でもあり、今後も着実に取り組んで行きたいと考えます。

現在も人口減少や地方の衰退、不安定な雇用環境や経済格差の拡大が続き、とりわけ、新型コロナ対策、ウクライナ情勢、そして物

価の上昇など、行政が取り組むべき課題は複雑化しています。

行政監視機能を担う参議院として、政府が行う政策評価に光を当てて政府に質し、行政監視にさらなる厚みを持たせるべく取り組んでいく必要があります。

○政策評価

【アカウンタビリティと政策評価の年次報告の意義】

政策評価制度は、2001年の全政府的な導入から20年を経て、「自らの活動について評価を行い、国民に対しその状況を明らかにする」という取り組みとして定着していますが、国民に対する行政の説明責任の確保に実際に貢献してきたとお考えでしょうか。本日報告があつたように、政策評価の実施状況や政策への反映状況については毎年報告書が国会提出されていますが、国民に対する行政の説明責任の確保において、この年次報告はどのような役割を果たしているのでしょうか。総務大臣の認識を伺います。

【政策評価の意義と他のレビュー的機能との連携】

一方で、各府省が行う政策評価については、国民に対する説明のための作業、すなわち、評価書の作成が自己目的化しているとの指摘もなされています。また、他のレビュー的機能との関係では、機能や作業の重複が指摘されています。

今年5月の政策評価審議会の「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」では、政策評価において各府省が網羅的に行っている目標管理型評価と行政事業レビューの取り組みを一体化する方向性が示されています。

政策評価と行政事業レビューの連携について、政府は2012年度から取り組んできていますが、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化、双方の作業の共通基盤整備による事務負担軽減といった、当初期待された効果はみられているのでしょうか。

これまでの政策評価と行政事業レビューの連携や相互活用に関する取り組み内容と、取り組みにより生じた具体的な効果について、総務大臣に伺います。

【政策評価における新型コロナの影響（評価）】

さて、近年はコロナ禍の甚大な影響の中、政府の政策決定や実施には多くの混乱が見られてきました。しかしながら、政策の評価、また、政策決定への反映という観点から見てみると、相変わらず高い評価がほとんどであると見受けられます。

そこで、政策評価におけるコロナ禍の影響について、総務省の分析や受け止めを総務大臣に伺います。

【持続化給付金事業をめぐる不正受給の横行】

特に厳しく指摘しておかなければならぬのは、中小企業庁が2020年度に実施し、名称などを変えながら現在まで続いている持続化給付金事業の実施に当たって、確定申告書の偽造などの方法による不正受給が横行して刑事事件にまで発展している問題です。電通やパソナが設立に関わった法人が国から委託を受けて申請を受けて給付金を振り込むことにしていましたが、実際にはほとんどが電通関連企業などに再委託されるなどして身内で利益を分け合い、そのチェックの甘さにつけ込んだのか、実施官庁である経済産業省のキャリア官僚や徴税当局である東京国税局の職員が給付金を詐取するなど、もうデタラメだらけで、およそ国の事業のていをなしていないと言わざるを得ません。このような状況を招いたことについて、制度の設計や発注方法にどのような問題があったのか、経済産業大臣に伺います。

【緊急時の規制政策の評価の在り方】

政策評価法では、政府が行う規制政策について、政策決定前の評価、いわゆる事前評価の実施が義務づけられています。

しかし、コロナ禍で行われたマスクや消毒用アルコールの転売規制は、国民の命や生活を守るために即時に行う必要があったことから、事前評価が間に合わず、実際の規制が行われた後に評価がなされました。今後も、感染症や大災害の発生時等に、即時に規制をかけなければならない事態も想定されます。

そこで、総務大臣にお伺いします。コロナ禍において事前評価が間に合わなかった事案についてどのように評価しているでしょうか。

また、今後のためにも、緊急的な規制に対する評価の在り方について、あらかじめ方針を示すべきと考えますが、今後の取り組みを伺います。

【政策評価法の見直し】

新型コロナ対策としてとられた様々な政策には、内閣官房が関わっているものが多く存在します。しかし、年次報告を見て分かるように、内閣官房は政策評価の対象とはならず、評価を実施していません。政策評価法では、内閣官房には政策評価の実施が求められていません。

政策決定の迅速化や、各府省の縦割り打破を掲げ、実際の施策の実施は各省が担っているとしても、重要な政策が官邸主導によって進められることが増えています。国民生活に影響する重要な政策について十分な評価を行い、厳しくその効果を検証することが必要と考えます。

内閣官房が行う政策についても政策評価の対象とするよう、政策評価法や関係法令の見直しを行う必要があると考えますが、総務大臣の見解を伺います。

【政策評価の変革と実施】

政策評価においても EBPM の取り組みが進展していくものと考えますが、一方で、政府においては昨今アジャイル型の政策形成や評価といった取り組みが見られます。

政策立案における EBPM の推進はアカウンタビリティの観点からも非常に重要と認識しています。そこで改めてその重要性について総務大臣に伺いますが、政策評価において EBPM の取り組みが具体的にどのような意義や効果を持つのでしょうか。

また、EBPM もアジャイル型の評価についても、実際の導入には担当職員の専門性の向上やマインドの転換などが求められるのでは

ないかと考えます。総務省の今後の取り組みにおける考え方や姿勢について伺います。

【総務省による機動的な調査】

2021 年の政策評価審議会提言を踏まえ、行政評価等プログラムのテーマ設定が行われなくなりました。これは、アジャイル型の政策形成や評価と軌を一にする形とも考えられますが、行政評価に関する機動的な調査の実施に備えたものと理解しています。しかしながら、計画的な調査の実施というこれまでの積み重ねからここまで大きく転換するには、それなりの理由が必要です。総務大臣に説明を求めます。

【知床遊覧船事故について】

また、先般の知床半島沖における遊覧船の事故について、我々立憲民主党においても「知床遊覧船事故検証チーム」を設置し検証に努めているところですが、海事行政の在り方について問題はなかつたのか。民間法人・日本小型船舶検査機構による検査では通信エリア外の携帯電話を通信手段として認めたり、本来は業務で使用できないアマチュア無線用通信機の業務での不法使用が放置されてきたことなど、国のずさんで不十分な検査・監督体制が多少とも事故につながっているといっても過言ではありません。こうした検査の問題点について国土交通大臣としての認識、今後の改善方向などを伺います。また、総務大臣にはこうした事態を踏まえて海事行政についての機動的な調査を実施することを求めるとともに、通信行政を所管する立場から、アマチュア無線機器の業務での不法利用がまん延しているといわれることについての見解と今後の対応を伺います。

○公的統計

さて、政策の評価や EBPM を支える基礎となる統計の実務の現

場においても、近年多くの課題が見られています。

【公的統計のデータベースへの登録】

2021 年の会計検査院の検査報告「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」によると、利用者がシステムにおいて直接データを編集する機能を有する統計情報データベースとして登録されている統計等は 261 と少数であり、単に Excel などのファイルを載せただけで検索やデータ抽出機能が使えない統計等は 627 に上るとの指摘がなされています。

さらなるデータの利活用を促進するため、統計情報データベースとしての登録を進めるべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

【公的統計の整理】

2018 年の政府委託調査によれば、公的統計 267 のうち、主要新聞・雑誌記事での利活用度がゼロであった統計は 72 と、実に 4 分の 1 の公的統計に活用実績がありませんでした。

国の統計職員数が過去 15 年で 3 分の 1 に減少する一方で、EBPM の推進により統計データのニーズは高まり、統計を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。限られた統計リソースを使っていかに効率的かつ正確に業務をこなすかは、今後ますます重要となります。

政府は、2018 年度から 2020 年度の 3 年間で官民の統計コストの 2 割削減を目指し、その目標を達成したとされます。しかし、その内訳を見ると、統計の調査実施者、すなわち政府や自治体における統計コストの削減割合は 1 割程度に過ぎません。

2018 年に毎月勤労統計問題が発覚し、昨年 12 月にも建設工事受注動態統計の長年にわたる不正が判明するなど、政府の信用を失墜させる事態が続きます。このことについて、所管の国土交通大臣として、不正が長年続いた原因や背景についての認識と改善策を伺います。

また、建設工事統計などの故意の不正を免罪するものではありません

せんが、こうした問題の背景には、類似の統計の林立による現場の疲弊の影響もあるのではないか。そこで、政府の公的統計の活用実績の把握状況について、伺います。また、公的統計について、今一度、抜本的に整理を行い、活用実績が低調なものは廃止を含めた見直しを行うなど、選択と集中を行う必要があると考えますが、総務大臣の見解を伺います。

【地方における統計業務の負担感】

さて、公的統計の作成には、地方自治体の協力が不可欠です。国が作成する多くの統計の実際の調査は、都道府県や市町村が担当しています。

都道府県においても統計職員の大幅な削減が進んでおり、国から降ってくる統計業務は大きな負担となっています。また、統計知識を持った調査員の高齢化も進んでいます。さらに、都道府県自身も別途独自の統計調査を行っているなど、国以上に厳しい実情があります。

統計制度改革を進めるに当たっては、こうした地方の実情にも耳を傾ける必要があると考えますが、総務大臣の見解を伺います。

以上、参院としての行政監視の取り組みの新たな1年間のサイクルの出発点にあたって、いくつか課題を提示させていただきました。行政監視委員会のさらなる活動充実への決意を申し上げ、私の質問を終わります。